

指名競争入札参加資格審査申請書

令和4年度及び令和5年度において米子市が発注する製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸の指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

前年度登録の有無	している ・ していない (該当のものに○をしてください。)	
① 申 請 者	〒 住所又は所在地	
	TEL	FAX
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者の職・氏名 ㊞	
② 市と取引する支店等	〒 住所又は所在地	
	TEL	FAX
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者の職・氏名 ㊞	

<申請に係る問合せ先>

商号又は名称 _____
 (フリガナ) _____
 担当者氏名 _____
 電話番号 _____

様式第2号

物品・役務等入札参加資格申請書類一覧表

商号又は名称	
--------	--

※申請書提出時に、この一覧表によりチェック後、申請書に添付して提出してください。

※米子市水道局に係る申請手続は、米子市水道局（電話：0859-32-6119）へお申込みください。

※添付の欄の●は必須書類、○は該当者のみ必要な書類です。

様式等	添付書類	備考	添付		作成者 チェック 欄	受付者 チェック 欄
			法人	個人		
様式第1号	指名競争入札参加資格審査申請書	・日付が空欄の場合は、到着日を申請日とみなします。	●	●	□	□
様式第2号	物品・役務等入札参加資格申請書類一覧表		●	●	□	□
様式第3号	経営経歴書		●	●	□	□
様式第4号	取扱品目	・「取り扱うことができる商品・業務の内容」の欄は、必ず記載してください。	●	●	□	□
様式第5号	使用印鑑届	・代表者役職印又は個人印を押印してください。会社印のみは不可。	●	●	□	□
様式第6号	委任状	・支店等に年間委任する場合のみ提出してください。	○	○	□	□
様式第7号	市税等同意書兼誓約書		●	●	□	□
様式第8号	役員等調書兼照会承諾書	・2部提出してください。 ・1部は写しでも可	●	●	□	□
別紙2	設備機械器具類調書	・印刷業務又は清掃業務の入札に参加希望の方のみ提出してください。	○	○	□	□
添付資料	特約・代理店証明書	・特約店等契約のある場合のみ提出してください。 ・写しでも可	○	○	□	□
	決算書の写し		●	●	□	□
	商業登記簿の登記事項証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・写しでも可	●		□	□
	営業上の許可書・認可書等の写し	・法令上、必要な場合のみ提出してください。	○	○	□	□
	消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの ・写しでも可	●	●	□	□
	成年被後見人及び破産者でない旨の身分証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの		●	□	□

経営経歴書

① 営業年数					
創業	年	月	現組織への変更	年	月
			通算営業年数	年	月

② 売上額					
直前決算1年間	年	月	日	～	年
					月
					日
					千円
					(千円未満切捨て)

③ 従業員数						
※ア欄及びイ欄の両方に人数を記載してください。						
業 務		事 務	販 売	技 術	そ の 他	合 計
ア 市と取引する 本社又は支店 等	常雇職員	人	人	人	人	人
	臨時職員	人	人	人	人	人
イ 全社	常雇職員	人	人	人	人	人

④ 資本金		※商業登記簿記載のもの		千円	

⑤ 特約代理店等					
※特約・代理店関係がある場合は、必ず証明書（写し可）を添付してください。					
区 分	品 目	事業所名	区 分	品 目	事業所名
特・代			特・代		
特・代			特・代		
特・代			特・代		
特・代			特・代		

⑥ 主な納入先	

取扱品目

※記入上の注意

- 1 区分番号、種目、品目番号及び取扱品目は、別紙1『取扱品目一覧表』を参考にしてください。
- 2 申請することができる区分（品目ではありません。）は、区分番号1～19のうちで、3つを限度とします。複数の区分で指名競争入札に参加されたい場合は、希望順位欄に順位を記入し、希望順位の順に記入してください。
- 3 「米子市指定ごみ袋の製造・管理・配送業務」の入札に参加希望の方は、希望順位は空欄のまま、区分番号「50」を記入してください。なお、これは、上記3つを限度とする区分番号の対象外です。
- 4 印刷業務又は清掃業務を選択された方は、別紙2の設備機械器具類調書を作成してください。

希望順位	区分番号	種目	品目番号	取扱品目	取り扱うことができる商品・業務の内容 (できるだけ詳しく記入してください。記載のない場合は、登録できません。)

希望順位	区分番号	種目	品目番号	取扱品目	取り扱うことができる商品・業務の内容 (できるだけ詳しく記入してください。記載のない場合は、登録できません。)

使用印鑑届

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の

職・氏名

⑩

私は、次の印鑑を下記の事項において使用しますので、お届けします。

記

使用事項及び使用印鑑

- (1) 入札又は見積りに関する一切の件
- (2) 契約の締結に関する一切の件
- (3) 代金の請求及び受領に関する一切の件

使 用 印 鑑

※作成上の注意

代表者役職印又は個人印を押印してください。会社印のみは、不可とします。

様式第6号の委任状により上記の事項を委任している場合は、使用印鑑欄には、受任者使用印鑑と同一のものを押印してください。

委任状

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

委任者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者の
職・氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任期間 令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで

2 委任事項

- (1) 入札又は見積りに関する一切の件
- (2) 契約の締結に関する一切の件
- (3) 代金の請求及び受領に関する一切の件
- (4) 復代理人の選任に関する一切の件

※ 委任されない事項は、二重線を引き、代表者印で訂正印を押してください。

3 受任者

住所又は所在地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

受任者使用印鑑

※様式第5号の使用印鑑
欄に押印した印鑑と同
一のもの

市税等同意書兼誓約書

令和 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

米子市の市税等の納付義務がある者

私は、米子市の市税等の納付に係る情報を確認されることに同意します。
また、当該市税等に滞納があったときは、入札参加資格を付与されないことを承諾します。

米子市の市税等の納付義務がない者

私は、米子市の市税等の納付義務がないことを誓約します。

※上記市税等とは、市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいいます。

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

(個人事業者の場合は、下記も記入してください。)

代表者個人の住所（住民票上のもの）

代表者個人の生年月日

明治・大正・昭和・平成 年 月 日

※作成上の注意

上記のいずれか、該当する□に「レ」を記載してください。

役員等調書兼照会承諾書

令和 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

申 請 者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

<申請者（本社の役員等）>

役職等	氏 名	よみがな	生年月日	性別

<受任者（権限を委任する営業所の代表者）>

役職名等	氏 名	よみがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等とは、①法人にあつては非常勤・監査役を含む役員を、②その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等を、③個人事業者にあつては当該個人をいいます。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取った上で、記載漏れがないよう記入してください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

取扱品目一覧表

※申請することができる区分（取扱品目ではありません。）は、区分番号1～19のうちから、3つを限度とします。

※区分番号50「その他」については、特別業務として、上記3つの限度の対象外としますので、入札参加希望の方は、様式第4号の希望順位欄には順位を記入しないでください。

区分番号	種目	品目番号	取扱品目	品名等例示
1	事務用器具・紙類	1	文房具類	文房具、事務用品
		2	紙類	用紙、封筒、ダンボール
		3	事務用機器（パソコン等を含む。）類 ※リースを含む。	複写機、小型印刷機、パソコン、OA機器 ※データ入力又はホームページ作成等は、区分番号「15 役務」の品目番号「7 電算処理」で登録してください。
		4	印章用品	ゴム印、印章、本印
		5	机・椅子・スチール製品	机、椅子、ロッカー、会議用テーブル、書庫
		6	その他	金庫、選挙用品（投票箱等） ※選挙ポスターは、区分番号「14 看板・塗料類」の品目番号「4 選挙ポスター」で登録してください。
2	図書・教材類	1	書籍	図書、書籍、CD
		2	教材用具	学校用、保育園用
		3	運動用具	運動用品、運動器具
		4	楽器	楽器
		5	遊具	学校用、保育園用、一般器材遊具
		6	その他	保育用品（ベッド、ベビーカー等）
3	薬品類	1	医療薬品	家庭薬、診察用、検査用、ワクチン
		2	農薬品	殺虫剤、殺そ材、農薬、動物用薬品
		3	理工化学薬品	水処理材、消石灰、試薬、工業用薬品
		4	衛生用品	消毒薬、包帯
		5	その他	洗剤
4	燃料類	1	石油製品関係	ガソリン、重油、軽油、灯油、ストーブ
		2	ガス関係	プロパンガス、ガス器具
		3	その他	木炭、薪、ペレット
5	調度品類 家具・	1	家具	木製家具、応接セット、特注家具
		2	室内装飾品	絨毯、カーテン、ブラインド、どん帳、暗幕
		3	建具・畳	建具、表具、畳
		4	その他	舞台用大道具（所作台、平台）、展示ケース ※舞台用の照明・音響機器は、区分番号「10 電気通信機器類」の品目番号「4 その他」で登録してください。

区分番号	種目	品目番号	取扱品目	品名等例示
6	繊維・ ゴム類 ・ 皮革・	1	衣料品・繊維製品	制服、作業服、白衣、帽子
		2	皮革・ゴム	靴、ゴム靴、雨衣、手袋、傘、かばん ※災害現場活動用の手袋又は長ぐつ等は、区分番号「13機械器具類」の品目番号「3消防機械器具類」で登録してください。
		3	寝具	寝具、座布団
		4	その他	テント、シート
7	印刷類	1	オフセット印刷	一般印刷
		2	特殊印刷	シール、地図、写真
		3	デザイン作成	印刷物（ポスター、チラシ等）に係るデザイン作成 ※ホームページの作成は、区分番号「15役務」の品目番号「7電算処理」で登録してください。
		4	その他	製本
8	船舶両 車類・	1	自動車	乗用、貨物、軽乗用、特殊（除雪車等）
		2	二輪	自動二輪車、原動機付自転車、自転車
		3	船舶	船舶、ボート
		4	船舶部品・修理	船舶に関する部品及び修理
		5	その他	運搬車、自動車・二輪に関する部品及び修理
		6	消防車両	消防車両、消防車両に関する部品及び修理
9	車検	1	車検	各種車検
10	電気通信 機器類	1	家庭電器	電化製品、照明器具、冷暖房用器具
		2	電気通信機器	電話機、電話交換機、ファクシミリ
		3	電気材料	コード等、電気部品
		4	その他	舞台照明・音響機器、発電機、防犯カメラ、蓄電池
11	医療・ 理化学 機器類	1	医療機器・福祉機器	検査用、手術用、介護用品（車椅子等）、医療機器（レントゲン設備等）
		2	獣医科用機器	獣医科用機器
		3	理化学機器	電気計測器、化学分析装置、公害測定機器
		4	光学機器	化学機械器具、工業計器
		5	計測機器	測定機器、測量機器
		6	その他	その他の医療・理化学機器類
		7	自動体外式除細動器	自動体外式除細動器（AED）
12	工事材料類	1	鋼材	パイプ、ワイヤーロープ、鳥獣被害防止用品
		2	セメント類	セメント、コンクリート、ブロック、工業用
		3	アスファルト類	工業用
		4	砂利・採石	工業用、園芸用
		5	その他	ガラス、木材、建築材料、塗料、凍結防止剤

区分番号	種目	品目番号	取扱品目	品名等例示
13	機械器具類	1	産業機械器具	ポンプ、クレーン、エンジン
		2	厨房機器・調理用品	調理台、レンジ、自動食器洗機、給食用食器
		3	消防機械器具類	消防ホース、消火器、災害現場活動用品（消防服、手袋、長ぐつ等） ※災害時用備蓄物品は、区分番号「13 機械器具類」の品目番号「7 災害時用備蓄物品」で登録してください。
		4	公害対策関係機器	水処理機器、ガス検知器
		5	農業機械	トラクター、芝刈機、草刈機、田植え機
		6	その他	自動販売機、駐車場機器
		7	災害時用備蓄物品	災害時用備蓄物品（非常食、飲料等）
14	塗看板類・	1	看板	広告、看板、表示板、標識、懸垂幕
		2	染料・塗料	ペンキ、ラッカー、うすめ液
		3	その他	カーブミラー
		4	選挙ポスター	選挙ポスター用看板設置
15	役務	1	建物清掃	建物内外清掃
		2	環境衛生設備清掃・保守点検	浄化槽の清掃・保守点検
		3	機械設備清掃・保守点検	空調設備・機器の清掃・保守点検
		4	警備	建物常駐警備
		5	廃棄物処理	一般廃棄物処理、産業廃棄物処理
		6	調査・測定・分析・統計	環境測定（ダイオキシン、水質、土壌等）
		7	電算処理	ソフトウェア開発、電算処理業務（データ入力等）、ホームページの作成
		8	除草	除草
		9	広告・イベント	広告掲載、イベント企画・運営 ※広告代理は、区分番号「15 役務」の品目番号「24 広告代理」で登録してください。
		10	その他	損害保険、電力供給、人材派遣、会議録作成、除雪
		11	害虫駆除	建物内外の害虫駆除（ねずみ、白蟻等）
		12	環境衛生設備清掃・保守点検（貯水槽）	貯水槽の清掃・保守点検
		13	環境衛生設備清掃・保守点検（その他）	※区分番号「15 役務」の品目番号「2 環境衛生設備清掃・保守点検」又は「12 環境衛生設備清掃・保守点検（貯水槽）」以外の環境衛生設備の清掃・保守点検
		14	機械設備清掃・保守点検（消防用設備）	消防用設備の清掃・保守点検
		15	機械設備清掃・保守点検（給排水設備）	給排水設備の清掃・保守点検

区分番号	種目	品目番号	取扱品目	品名等例示
15	役務	16	機械設備清掃・保守点検 (自家用電気工作物発電設備)	自家用電気工作物発電設備の管理
		17	機械設備清掃・保守点検 (防災無線)	防災無線の清掃・保守点検
		18	機械設備清掃・保守点検 (その他)	昇降機等 ※区分番号「15 役務」の品目番号「3 機械設備 清掃・保守点検」、「14 機械設備清掃・保守点 検 (消防用設備)」、「15 機械設備清掃・保守点 検 (給排水設備)」、「16 機械設備清掃・保守点 検 (自家用電気工作物発電設備)」又は「17 機 械設備清掃・保守点検 (防災無線)」以外の機械 設備の清掃・保守点検
		19	警備 (機械警備)	機械警備
		20	警備 (その他)	交通誘導警備等 ※区分番号「15 役務」の品目番号「4 警備」又 は「19 警備 (機械警備)」以外の警備
		21	調査・測定・分析・統計 (臨床検査)	臨床検査 ※健康診断は、区分番号「15 役務」の品目番号 「25 健康診断」で登録してください。
		22	調査・測定・分析・統計 (自動車騒音測定)	自動車騒音測定
		23	調査・測定・分析・統計 (その他)	埋蔵文化財発掘調査等 ※区分番号「15 役務」の品目番号「6 調査・測 定・分析・統計」、「21 調査・測定・分析・統 計 (臨床検査)」又は「22 調査・測定・分析・ 統計 (自動車騒音測定)」以外の調査等
		24	広告代理	広告代理
		25	健康診断	健康診断
		26	森林施業	森林施業
		27	一斉清掃における土砂運搬	一斉清掃における土砂運搬
16	食料品類	1	生鮮食料品	魚、肉
		2	乳製品	バター、チーズ、マーガリン
		3	菓子類	学校用、保育園用、会議用、行事用
		4	米・穀物類、飲料類	米、酒、ジュース等飲物、お茶
		5	その他	果物、保育園用給食食材
17	日用品類・雑類	1	ギフト用品	各種表彰用、記念品、トロフィー
		2	時計・貴金属	時計、眼鏡
		3	金物・荒物・雑貨類	フェンス、ネット、金網 ※鳥獣被害防止用品は、区分番号「12 工事材料 類」の品目番号「1 鋼材」で登録してください。
		4	園芸	鉢、球根、生花、造花、芝
		5	写真	DPE、カメラ、フィルム、映画フィルム

区分番号	種目	品目番号	取扱品目	品名等例示
17	日用品類・雑類	6	複写	青写真、コピー、マイクロ写真
		7	動物	牛馬、犬、猫、鳥
		8	肥飼料	有機肥料、化学肥料、家畜飼料
		9	レンタル・リース	プレハブ住宅、自動車、機械 ※OA機器は、区分番号「1 文具・紙・事務用機器類」の品目番号「3 事務用機器（パソコン等を含む。）類」で登録してください。
		10	その他	トイレトペーパー、啓発・PRグッズ
		11	ファイナンスリース	ファイナンスリース
		12	航空写真	航空写真
18	運貨道路 送物路	1	通運	印刷物配布、引っ越し、展示品輸送、食品輸送
		2	その他	バス運行業務、運転代行業務、通学バス
19	処分品 買受	1	鉄屑類	自動車、船舶、機械、鉄、非鉄屑
		2	紙屑類	紙屑、古紙
		3	その他	放置自転車
50	その他	1	市指定ごみ袋	市指定ごみ袋の製造・管理・配送業務（一括業務として）

令和4年度及び令和5年度の指名競争入札参加資格審査申請書受付済書
(物品・役務等について)

《受付窓口》

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市役所 総務部契約検査課
電話 0859-23-5365

米子市契約検査課受付印欄

以下の欄は、申請される方が、記入してください。

申請者住所又は所在地及び商号又は名称

注意

この用紙は、今回の申請をしたことの記録保存用として希望される方だけが作成してください。特に希望されない場合は、作成は不要です。

なお、窓口受取ではなく、郵送による返送となる場合は、必ず返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合には、返送しません。